

# 告 示

## 埼玉県告示第八百十六号

令和六年埼玉県告示第五十八号（埼玉県税条例の規定による申告等の期限の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和六年一月一日から同年七月三十日までの間に到来するものについては、自動車税の種別割を除き、同月三十一日とする。

令和六年七月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

都道府県名	地 域
富山県	富山県
石川県	金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町